

○教育関係使用料及び手数料減免規程

平成9年3月31日教育委員会教育長訓令第2号

本庁各出先機関各教育機関

改正

平成11年3月31日教育委員会教育長訓令甲第3号  
平成11年12月28日教育委員会教育長訓令甲第4号  
平成13年2月22日教育委員会教育長訓令甲第4号  
平成13年3月30日教育委員会教育長訓令甲第7号  
平成14年4月1日教育委員会教育長訓令甲第4号  
平成16年4月1日教育委員会教育長訓令甲第2号  
平成17年4月1日教育委員会教育長訓令甲第3号  
平成19年10月1日教育委員会教育長訓令甲第3号  
平成22年6月25日教育委員会教育長訓令第5号  
平成27年10月8日教育委員会教育長訓令第6号  
平成30年3月29日教育委員会教育長訓令第7号  
令和元年12月26日教育委員会教育長訓令第2号  
令和4年7月5日教育委員会教育長訓令第6号  
令和6年3月22日教育委員会教育長訓令第1号  
令和6年7月4日教育委員会教育長訓令第3号

教育関係使用料及び手数料減免規程をここに公表する。

教育関係使用料及び手数料減免規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、教育関係の使用料及び手数料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(全日制における授業料)

**第2条** 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中全日制の授業料については、次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に授業料の年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全部を未納である場合は免除し、既納である場合は還付する。

(1) 転学又は編入学により年度の中途から在籍する場合であって、4月から当該在籍する日の

属する月の前月までの月

(2) 留学又は休学によりその全日数にわたり出席しない月

(3) 退学（県内の県立学校以外の学校への転学を含む。以下同じ。）の日の属する月の翌月から年度末までの月（病気等の理由により月の初日から引き続き欠席していた者で死亡により退学した場合は、退学の日の属する月から年度末までの月）

（定時制及び通信制における授業料）

**第3条** 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中定時制及び通信制の授業料については、年度の4月から9月までの間（以下「前期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。

(1) 転学又は編入学により前期の中途から在籍する場合であって、4月から当該在籍する日の属する月の前月までの月

(2) 留学又は休学によりその全日数にわたり欠席する月

(3) 退学の日の属する月の翌月から前期末までの月（病気等の理由により月の初日から引き続き欠席し、死亡により退学した場合は、退学の日の属する月から前期末までの月）

2 前項の授業料について、年度の10月から3月までの間（以下「後期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち後期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。

(1) 転学又は編入学により後期の中途から在籍する場合であって、10月から当該在籍する日の属する月の前月までの月

(2) 留学又は休学によりその全日数にわたり欠席する月

(3) 退学の日の属する月の翌月から後期末までの月（病気等の理由により月の初日から引き続き欠席していた者で死亡により退学した場合は、退学の日の属する月から後期末までの月）

3 第1項の授業料について、次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目の単位（前期又は後期に割り振られた単位を除く。）の授業料の総額の12分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。

(1) 転学又は編入学により年度の中途から在籍する場合であって、4月から当該在籍する日の属する月の前月までの月

(2) 留学又は休学によりその全日数にわたり欠席する月

- (3) 退学の日属する月の翌月から年度末までの月（病気等の理由により月の初日から引き続き欠席していた者で死亡により退学した場合は、退学の日属する月から年度末までの月）  
（被災者等の授業料）

**第4条** 学校長は、副教育長の承認を得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合には還付する。

- (1) 保護者が火災、風水害等により災害を受け、家計に重大な支障を生じた者
- (2) 家計の状況又は特別な事情により特に必要があると認められる者
- (3) 行方不明等の理由により欠席をしている者
- (4) やむを得ない理由により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）での在学期間が36月（定時制及び通信制は48月）を超えた者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に該当する者及び教育委員会が別に定める者を除く。）
- (5) 定時制及び通信制において、やむを得ない理由により、高等学校等での履修単位が74単位又は年間30単位を超えた者（政令第1条第2項に該当する者及び教育委員会が別に定める者を除く。）

2 学校長は、次に掲げる者に係る前項の規定による授業料の減免を行う場合には、同項の規定にかかわらず、副教育長の承認を要しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている者及び同法第41条に規定する児童養護施設に入所している者
- (3) 当該年度に納付すべき地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税となる世帯又は均等割のみとなる世帯に属する者  
（体育館使用料等）

**第5条** 条例別表第1の体育館使用料、新体育館使用料、ライフル射撃競技場使用料、プール使用料、陸上競技場使用料及び投てき練習場使用料（以下「体育館使用料等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を免除する。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定するスポーツの日に使用するとき
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）

に在学する者及び未就学の者（以下「児童・生徒」という。）が屋内人工登はん壁を土曜日に使用するとき（団体での使用を除く。体育館使用料に限る。）又は祝日法第2条に規定するこどもの日に使用するとき

(3) 県又は県教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき

(4) 県又は県教育委員会が後援する行事のうち入場料等を徴収しないもので、児童・生徒が主たる参加者となるものに使用するとき

(5) 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びこれらの障がい者の介護者が使用するとき

(6) その他教育長が特に必要と認めるとき

2 体育館使用料等（照明設備及び空調設備に係るものを除く。）は、県の行政施策を補完すると認められる行事に使用するとき、減免することができる。

## 第6条 削除

（入学者選抜等手数料）

**第7条** 条例別表第2の入学者選抜等手数料のうち、全日制（中等教育学校を除く。）の課程の入学者選抜及び定時制の課程の入学者選抜に係る手数料は、一般入学者選抜において県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を出願した者が、別に定める志願変更の手続により出願先の学校等を変更するときは、その全額（定時制の課程を出願した者が全日制の課程に出願を変更するときは、全日制（中等教育学校を除く。）の課程の入学者選抜に係る手数料のうち定時制の課程の入学者選抜に係る手数料担当額）を免除する。

2 条例別表第2の入学者選抜等手数料のうち、定時制の課程の入学者選抜に係る手数料は、一般入学者選抜において県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を出願した者が、別に定める2次募集等の手続により、当該出願が行われた年度と同一の年度内に、他の県立高等学校の定時制の課程を出願するときは、その全額を免除する。

（その他）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、臨時に行う使用料及び手数料の減免については、宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）により副教育長の専決とする。

## 附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教育委員会教育長訓令甲第3号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年12月28日教育委員会教育長訓令甲第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成13年2月22日教育委員会教育長訓令甲第4号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月30日教育委員会教育長訓令甲第7号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年4月1日教育委員会教育長訓令甲第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日教育委員会教育長訓令甲第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、平成16年4月17日から施行する。

**附 則**（平成17年4月1日教育委員会教育長訓令甲第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成19年10月1日教育委員会教育長訓令甲第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成22年6月25日教育委員会教育長訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成27年10月8日教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の教育関係使用料及び手数料減免規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成30年3月29日教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年12月26日教育委員会教育長訓令第2号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

**附 則**（令和4年7月5日教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第24号）の施行の日から施行する。ただし、第5条の改正規定中体育館使用料に関する部分及び第6条の改正規定は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 3 月 22 日教育委員会教育長訓令第 1 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 7 月 4 日教育委員会教育長訓令第 3 号）

この訓令は、教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 6 年宮崎県条例第 41 号）の施行の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定中新体育館使用料及びライフル射撃競技場使用料に関する部分並びに同条第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。